

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和2年6月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務			
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する申告特例申請書等を収受、保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。			
③システムの名称	eLTAX			
2. 特定個人情報ファイル名				
寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法第9条第3項 番号法第19条第8号			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施しない]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	総合企画政策室			
②所属長の役職名	室長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	三重県名張市役所 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話：0595-63-7389			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	三重県名張市役所 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話：0595-63-7389			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	企画財政部 総合企画政策室	総合企画政策室	事後	平成29年4月1日より組織機構の見直しに伴い、企画財政部 総合企画政策室 から 総合企画政策室と名称が変更となった。
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	三重県名張市役所 企画財政部 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7389	三重県名張市役所 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7389	事後	平成29年4月1日より組織機構の見直しに伴い、企画財政部 総合企画政策室 から 総合企画政策室と名称が変更となった。
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	三重県名張市役所 企画財政部 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7389	三重県名張市役所 総合企画政策室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7389	事後	平成29年4月1日より組織機構の見直しに伴い、企画財政部 総合企画政策室 から 総合企画政策室と名称が変更となった。
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長	大西 哲	(項目なし)	事後	様式変更による項目削除
令和1年6月21日	I. 5. ② 所属長の役職名	(項目なし)	室長	事後	様式変更による新規項目
令和1年6月21日	II. 1. いつの時点の計数か	平成30年12月12日時点	平成31年1月29日時点	事後	
令和1年6月21日	II. 2. いつの時点の計数か	平成30年12月12日時点	平成31年1月29日時点	事後	
令和1年6月21日	IV. リスク対策	(項目なし)	(様式変更による項目の追加)	事後	様式変更による新規項目
令和2年5月29日	I. 1. ③	なし	eLTAX	事後	
令和2年5月30日	II. 1 対象人数	1,000人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年5月31日	II. 1 いつの時点の計数か	平成31年1月29日	令和2年1月29日	事後	
令和2年6月1日	II. 2 いつの時点の計数か	平成31年1月29日	令和2年1月29日	事後	
令和2年6月2日	III	義務付けられない	義務付けられる	事後	